(4)　人、物件若しくは場所又はこれらの所在地の特定
(5)　公的機関の保有する物件の提供
(6)　請求国における出頭が求められている者に対する招請の伝達
(7)　拘禁されている者の身柄の一時的な移送であって証言の取得その他の目的のためのもの
(8)　刑事手続に関する文書の送達
(9)　犯罪の収益又は道具の没収及び保全並びにこれらに関連する手続についての共助
(10)　被請求国の法令により認められるその他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたもの

3　この条約は、両締約国間での共助のみを目的とする。この条約の規定は、請求された共助の実施を妨げ、又は証拠を排除することに関し、私人の権利を新たに創設するものではなく、また、私人の既存の権利に影響を及ぼすものではない。

第二条　中央当局

1　各締約国は、この条約に規定する任務を行う中央当局を指定する。日本国については、中央当局は、法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者とする。ベトナム社会主義共和国については、中央当局は、最高人民検察院とする。

2　この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。

3　両締約国の中央当局は、この条約の実施に当たって、相互に直接連絡する。

第三条　共助の拒否事由

1　被請求国の中央当局は、次のいずれかの場合には、共助を拒否することができる。

(1)　被請求国が、請求された共助が政治的性質を有する犯罪に関連すると認める場合
(2)　被請求国が、請求された共助の実施により自国の主権、安全その他の重要な利益が害されるおそれがあると認める場合
(3)　被請求国が、共助の請求がこの条約に定める要件に適合していないと認める場合
(4)　被請求国が、共助の請求が何人かを人種、宗教、国籍、民族的出身、政治的意見若しくは性を理由に訴追し若しくは刑罰を科する目的でなされていると、又はその者の地位がそれらの理由により害されるおそれがあるとする十分な理由があると認める場合
(5)　被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合
(6)　被請求国が、請求された共助が当該共助に係る犯罪又は同一の行為により構成される他の犯罪について被請求国において確定判決を受けたことのある者の訴追に関連すると認める場合
(7)　被請求国が、自国の法令によれば時効の完成によって請求された共助に係る犯罪について訴追し、又は刑罰を科することができないと認める場合
(8)　被請求国が、共助の請求を受け入れることが自国の共助に関する法制に反すると認める場合

2　被請求国の中央当局は、1の規定に基づき共助を拒否するに先立ち、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。

3　被請求国の中央当局は、共助を拒否する場合には、請求国の中央当局に拒否の理由を速やかに通報する。

第四条　請求の内容及び形式

1　請求国の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、請求国の中央当局は、被請求国の中央当局が書面以外の信頼し得る通信の方法を適当と認める場合には、当該方法により共助の請求を行うことができる。この場合には、請求国の中央当局は、共助の請求の追加的な確認の書面をその後速やかに提出する。共助の請求には、両締約国の中央当局間に別段の合意がある場合を除くほか、被請求国の言語による翻訳文（緊急の場合には、英語による翻訳文）を添付する。

2　共助の請求に当たっては、次の事項について通報する。

(1)　捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称
(2)　捜査、訴追その他の手続の対象となる事実
(3)　捜査、訴追その他の手続の内容及び段階
(4)　請求国の関係法令の条文
(5)　請求する共助の内容についての説明
(6)　請求する共助の目的についての説明

3　共助の請求に当たっては、次の事項のうち必要と認めるものについて可能な範囲で通報する。

(1)　証言、供述又は物件の提出が求められている者の特定及び所在地に関する情報
(2)　証言、供述又は物件の取得又は記録の方法についての説明
(3)　証言又は供述の提出が求められている者に対する質問表
(4)　取得されるべき物件及びその身体が捜索されるべき人又は捜索されるべき場所についての説明
(5)　見分されるべき人、物件又は場所に関する情報
(6)　人、物件又は場所の見分の実施及び記録の方法（見分に関して作成されるべき文書による記録の様式を含む。）についての説明
(7)　特定されるべき人、物件若しくは場所又は特定されるべきこれらの所在地に関する情報
(8)　招請の伝達を受けるべき者の特定及び所在地並びにその者と手続との関係に関する情報
(9)　請求国の関係当局への出頭が求められている者に支払うことを認める手当及び経費に関する情報
(10)　請求する共助の実施の際に従うべき特定の方法についての説明（(2)及び(6)に規定する説明を除く。）
(11)　犯罪の収益又は道具、これらの所在地及びこれらの所有者の特定についての説明
(12)　請求する共助を秘密のものとして取り扱うべき必要性についての説明
(13)　請求する共助の実施を希望する期限
(14)　請求する共助の実施を容易にするために被請求国の注意を喚起すべきその他の情報

4　被請求国が、共助の請求に当たって通報された情報が共助の実施を可能とする上でこの条約に定める要件を満たすために十分でないと認める場合には、被請求国の中央当局は、追加的な情報を提供するよう要請することができる。

第五条　請求された共助の実施

1　被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、共助の実施を確保するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。

2　被請求国は、請求された共助をこの条約の規定及び自国の法令に従って実施する。被請求国は、自国の法令に反しない限りにおいて、適当と認める場合には、前条3(2)、(6)又は(10)に規定する方法で共助の請求に示されたものに従う。

3　被請求国の中央当局は、請求された共助の実施が自国における進行中の捜査、訴追その他の手続を妨げると認める場合には、当該実施を保留することができる。被請求国の中央当局は、自国が一定の条件を付して共助を実施することができると認める場合には、請求国の中央当局と協議する。請求国は、当該条件を受け入れる場合には、これに従う。被請求国の中央当局は、請求国の中央当局に当該実施の保留の理由を通報する。

4　被請求国は、請求国の中央当局が要請する場合には、共助の請求が行われた事実、請求された共助の内容、共助の実施の成果その他共助の実施に関する関連情報を秘密のものとして取り扱うよう最善の努力を払う。被請求国の中央当局は、これらの情報を開示することなしに請求された共助を実施することができない場合には、請求国の中央当局にその旨を通報するものとし、請求国の中央当局は、このような状況にもかかわらず当該共助が実施されるべきかどうかを決定する。